

山梨県土地利用基本計画書 (素案)

平成30年 月
山 梨 県

目 次

前 文	1
1 土地利用の基本方向	2
(1) 県土利用の基本方向	2
ア 基本理念	2
イ 取り組むべき課題と基本方針	2
(2) 地域別の土地利用の基本方向	5
ア 国中地域	6
イ 富士・東部地域	7
(3) 土地利用の原則	7
ア 都市地域	8
イ 農業地域	8
ウ 森林地域	9
エ 自然公園地域	9
オ 自然保全地域	10
2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	11
(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域	11
(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	11
(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	11
(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	12
(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域	12
(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	12
(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	12
(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	12
(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	12
3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画	13

前 文 土地利用基本計画策定の趣旨

本土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、山梨県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び山梨県計画）を基本として策定した。

基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。

すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて、間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

1 土地利用の基本方向

(1) 県土利用の基本方向

ア 基本理念

先人のたゆみない努力によって守り育てられた県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、よりよい形で未来へと引き継ぐべき資産である。

このため、県土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を十分踏まえながら、県民が、真の豊かさや暮らしやすさを実感できる健康で文化的な生活環境の確保を図るとともに、県土の均衡ある発展や持続可能な県土づくりを総合的かつ計画的に行っていくことが必要である。

イ 取り組むべき課題と基本方針

日本列島のほぼ中央に位置する本県は、富士山や八ヶ岳、赤石山脈（南アルプス）などの山々、日本三大急流の一つである富士川、富士山の裾野に広がる富士五湖などの優れた自然環境に恵まれ、県土の約8割を占める森林は、豊かで清らかな水を育み、豊富な水資源をもたらしている。

また、首都圏に位置しながら美しい自然や豊かな水に恵まれていることから、移住先や二地域居住の候補地として高い人気を誇っており、整備が進む中部横断自動車道や開業が予定されているリニア中央新幹線により、東京圏をはじめ、中京圏・関西圏などとの人やモノなどの流れが一層活発になることが期待されている。

今後の県土利用に当たっては、このような県土の特性に配慮しつつ、国土利用計画（山梨県計画）に掲げた県土利用をめぐる基本的条件の変化等を踏まえ、①人口減少社会に対応した県土管理、②自然環境と美しい景観の保全・再生・活用、③災害に強い県土の構築の3つの課題に取り組んでいく必要がある。

これらの課題に取り組むため、「土地の特性に応じた適切な県土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の3つを基本方針とし、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指すものとする。

また、人口減少社会において、このような県土利用を実現するための方策についても、その考え方を示すものとする。

(ア) 土地の特性に応じた適切な県土利用

土地の特性に応じた適切な県土利用については、人口減少下においても増加している都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家の有効利用等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、地域の状況によっては、地域をネットワークで結び、必要な機能を楽しむ取り組みを進める。

農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地（集团的に存在している農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地、生産性の高い農地）を確保し、多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、県土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

水循環については、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要となる。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない等の場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要となる。

(イ) 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用については、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、自然環境の有する多様な機能を活用したグリー

ンインフラなどの取り組みを推進する。また、再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。さらに、自然資源や緑豊かな環境、伝統や文化等を活かした観光や産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、様々な地域間相互の対流を促進するとともに、移住・二地域居住など人の流れの拡大を図る。

これらに加え、地域の個性ある美しい景観を活用した魅力ある地域づくりを進めるとともに、健全な水循環を維持し、又は回復するための取り組みを進めていく。

(ウ) 安全・安心を実現する県土利用

安全・安心を実現する県土利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮しつつ、土地利用を適切に制限することが必要である。同時に、中長期的な視点から、要配慮者利用施設や公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取り組みを進めることも重要となる。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。その他、地域レベルから県土レベルまでのそれぞれの段階における取り組みを通じて県土利用の面からも県土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな県土を構築する。

(エ) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることが想定される。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、県土を荒廃させない取り組みを進めていくことが一層重要となる。

県土の適切な管理は、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、

土地の利用価値を高め、人口減少下においても、県土の適切な管理を行っていくことが必要となる。

また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用など新たな用途を見いだすことで県土を荒廃させず、むしろ県民にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択するよう努めていく。

(オ) 多様な主体による県土管理

これらの取り組みは、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現される。このため、地域住民や市町村などによる地域主体の取り組みを促進することが重要となる。

特に、県土管理については、地域による取り組みを基本としつつ、公による管理と合わせ、良好な県土の恵みを楽しむ都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進めていく。急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理（県土の県民的経営）を進めていくことが、一層、重要となる。

(2) 地域別の土地利用の基本方向

地域別の土地利用に当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。

都市については、人口減少下においても必要な都市機能を確保するため、都市機能や居住の集約化を進めるとともに、災害に対する安全性を高め、環境負荷の少ない安全で暮らしやすいまちづくりの実現を図る必要がある。

また、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山村の相互の機能分担や対流を促進させることを通じ、効率的な土地利用を図る。

農山村については、地域特性を踏まえた良好な生活環境の整備や農林水産業の成長産業化等による雇用促進や所得向上の取り組みを通じた就業機会の確保により健全な地域社会の構築を図る。

また、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約

などを進め、農山村における集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出する。

自然維持地域については、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ることにより、適正に保全する。

また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市と農山村との適切な関係の構築を通じて、自然環境の保全・再生・活用を進める。

地域の区分は、山梨県における自然的、社会的、経済的諸条件を勘案して、国中地域及び富士・東部地域の2区分とする。

ア 国中地域

この地域は、今後、インフラ整備等に伴う住宅地や工業用地の需要が一定程度見込まれることから、土地利用に当たっては、農林業的土地利用との調和に配慮しながら、都市機能の整備充実を図るとともに、地域に適合した産業の導入を推進する必要がある。また、完成が見込まれる中部横断自動車道の沿線地域では、観光客の増加、企業等の進出及び移住・二地域居住の促進など、地域活性化の可能性が広がるため、自然環境や景観の保全に配慮しつつ、全線開通効果が沿線地域の活性化に繋がる土地利用を図るとともに、インターチェンジ周辺の適正な土地利用を推進する必要がある。さらに、リニア中央新幹線の開業効果を最大限に活かした県土づくりを進めるに当たり、駅周辺における必要な機能・施設等の整備とともに、駅近郊においては、周辺環境と調和した、効率的で秩序ある土地利用の誘導を図る必要がある。

こうしたことを踏まえた上で、各地域の土地利用については次のとおりとする。

甲府市は、県内で最も集積性の高い市街地を形成しているが、人口が減少し、周辺都市への人口転出が進むなど、中心市街地の空洞化が進んでいることから、都市機能の拡散を抑制し、都市経営コストを抑えることが可能な都市機能集約型都市構造への転換を図るとともに、土地利用に当たっては、市街地外の優良農地や優れた自然環境を有する土地を適切に保全していく必要がある。

韮崎市及び北杜市は、本県の代表的な水田や畑作地帯であることから、土地基盤整備等による優良農地の確保や生産性の向上を図るための農地の集積・集約を図るとともに、農村生活環境の整備を図る。

また、韮崎市、南アルプス市、北杜市は、八ヶ岳、南アルプスなどの雄大な自然を有することから、その土地利用に当たっては、自然環境及

び景観の保全に十分配慮する。

山梨市、南アルプス市、笛吹市、甲州市には、本県を代表する果樹、野菜等を主体とした高生産性農業地帯が分布しており、これらの地域については、効率的な生産が可能となる土地基盤整備等による農地の集積・集約の効率化を図るとともに、地域の拠点として位置づける地区については必要な社会基盤の整備や教養・文化施設等の都市機能の充実を図る。

甲府市の周辺部地域については、大型小売店が既存の用途地域や人口集積地区と関わりなく分散的に郊外立地する傾向も見受けられることから、無秩序な市街化や宅地化を防止するとともに、農業生産活動と生活環境が調和するよう適切な土地利用を図る。

南巨摩郡は、本県の代表的な林業地帯であることから、林業生産基盤の整備、造林の推進を図るとともに、森林や農地など農山村の豊かな自然環境、景観を保全しつつ、保健休養等への活用を図る。

イ 富士・東部地域

この地域は、富士山、富士五湖など恵まれた自然景観や個性ある産業、地域文化を有するとともに、東京圏に近接している地域であることから、優れた自然環境や自然景観を保全しながら、東京圏に近いという立地条件を活かした土地利用が求められている。

この地域のうち富士吉田市及び道志村を除く南都留郡は、富士箱根伊豆国立公園を有する自然景観の特に優れた地域であることから、自然環境を積極的に保全するとともに、国際観光地としての特性を活かした地域の活性化に向け、自然と共生した適切な土地利用を図る。また、冷涼な気象等を活かした畜産や野菜、花きの生産振興を図るため農用地を確保するとともに、伝統的産業の育成や諸産業の集積を図る。

都留市、大月市、上野原市、北都留郡及び道志村は、東京圏と境を接しながらも、自然が豊富な地域であるため、社会基盤の整備については、自然環境や景観の保全との整合性を考慮する。また、その立地条件及び森林や清流など豊かな自然資源を活かした保健休養機能の増進や森林環境教育での利活用を図る。

(3) 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行われなければならない。

また、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。

なお、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じるおそれのある地域においては、制度的確な運用等の検討を通じ、地域の環境を保全しつつ、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

ア 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進するとともに、市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。）において必要とされる宅地を計画的に確保、整備することを基本とする。

(ア) 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとする。

(イ) 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。

(ウ) 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。

イ 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として国民の最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることにかんがみ、現況農用地は極力その保全と有効利用を図

るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）として今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとする。

（ア）農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。

（イ）農用地区域を除く農業地域内の農地については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

ウ 森林地域

森林地域は、森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、県土保全、水源のかん養、温室効果ガス吸収、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることにかんがみ、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が最高度に発揮されるよう、その整備を図るものとする。

（ア）保安林（森林法第25条第1項及び第25条の2第2項に規定する保安林をいう。以下同じ。）については、県土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。

（イ）保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとする。

エ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を

図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

- (ア) 特別保護地区（自然公園法第 21 条第 1 項による特別保護地区をいう。以下同じ。）については、その設定の趣旨に即して、景観の厳正な維持を図るものとする。
- (イ) 特別地域（自然公園法第 20 条第 1 項又は第 73 条第 1 項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致の維持を図るべきものであることにかんがみ、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。
- (ウ) その他の自然公園地域については、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

オ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民が、その恩恵を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

- (ア) 特別地区（自然環境保全法第 25 条第 1 項又は第 46 条第 1 項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨にかんがみ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。
- (イ) その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、1の(2)に掲げる地域別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合

農用地としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域が重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域と自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図っていくものとする。

イ 市街化調整区域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

ウ 市街化調整区域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 市街化調整区域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先する。

イ 市街化調整区域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域

ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。

イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の
利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。

ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複す
る場合

森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調
整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先するものとする。

イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

別表に掲げた公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう土地利用上配慮するものとする。

別 表

計 画 名	事 業 目 的	規 模	位 置	計画主体	事業主体
富士北麓公園	健康増進、人間性回復の場としての施設の整備を図る。	180 ha	富士吉田市 上吉田中島 間山地内	山梨県	山梨県

(参考1) 土地利用基本計画図地域区分別面積

(1) 五地域区分の面積

区分		面積 (ha)	割合 (%)
五 地 域	都市地域	86,383	19.3
	農業地域	294,472	65.9
	森林地域	347,563	77.8
	自然公園地域	121,153	27.1
	自然保全地域	2,144	0.5
	計	851,715	190.7
白地地域		1,875	0.4
合 計		853,590	191.2
県土面積		446,527	100.0

- (注) ・平成28年度の土地利用基本計画変更時の数値
・県土面積は、平成28年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積。
・上記の数値は公表時に把握できる最新の数値に置き換える予定

(2) 五地域の重複状況別面積

区 分		面積 (ha)	割合 (%)
重 複 の な い 地 域	(都)	11,075	2.5
	(農)	37,250	8.3
	(森)	55,798	12.5
	(公)	147	0.0
	(保)	0	0.0
	計	104,270	23.4
重 複 地 域	(都)と(農)	37,914	8.5
	(都)と(森)	1,105	0.2
	(都)と(公)	762	0.2
	(都)と(保)	0	0.0
	(農)と(森)	156,112	35.0
	(農)と(公)	5,439	1.2
	(農)と(保)	2	0.0
	(森)と(公)	78,074	17.5
	(森)と(保)	2,090	0.5
	(都)と(農)と(森)	22,101	4.9
	(都)と(農)と(公)	4,500	1.0
	(都)と(農)と(保)	0	0.0
	(都)と(森)と(公)	1,129	0.3
	(都)と(森)と(保)	0	0.0
	(農)と(森)と(公)	23,305	5.2
	(農)と(森)と(保)	52	0.0
	(都)と(農)と(森)と(公)	7,797	1.7
	(都)と(農)と(森)と(保)	0	0.0
	計	340,382	76.2
	白地地域		1,875
県土面積		446,527	100.0

(注) ・平成29年4月1日現在の数値

(都)は都市地域 (農)は農業地域 (森)は森林地域

(公)は自然公園地域 (保)は自然保全地域

・上記の数値は公表時に把握できる最新の数値に置き換える予定

(3) 参考表示の地域・地区等の面積

地域・地区等	面積 (ha)	備考
市街化区域	5, 6 2 8	
市街化調整区域	6, 8 9 1	
その他都市計画区域における 用途地域	5, 5 7 7	
農用地区域	2 7, 4 4 7	平成28年12月31日現在
国有林	4, 6 4 5	
地域森林計画対象民有林	3 4 2, 7 8 8	
保安林	2 0 2, 0 0 5	
特別地域	7 5, 8 6 0	県立自然公園含む。
特別保護地区	9, 2 8 8	

(注) ・平成29年3月31日現在の数値(備考欄に記載のものを除く。)

・個別規制法担当部局の資料による。

(参考2) 県内地域区分図



注：「地域別の土地利用の基本方向」の地域区分を図示したものである。